

中山間地域においては、基幹産業である林業が停滞し、地域の活力が低下している一方で都市部においては、生活環境の悪化等から山村への関心が増大し、山村に対して自然とのふれあいの場としてのニーズが多様になってきている。

このため、都市住民が森林・林業、山村生活を快適かつ安心して体験できる地域の育成を促進するため、交流活動推進の担い手を育成するとともに、都市と山村の交流提携を基礎として、森林・山村等を体験・学習する場の整備、交流拠点の整備を促進する事業を実施した。

イ 「山村で休暇を」 特別対策

近年、余暇の増大やライフスタイルの多様化等が進む中で、自然とのふれあいやゆとりある生活への希求が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進展により、森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等を整備する事業を実施した。

ウ ファミリーの森林づくりモデル事業

森林の整備を担ってきた山村は、林業生産活動の停滞、過疎化・高齢化の進行等により、その有する森林の維持・管理機能が低下しており、その活性化を図ることが急務となっている。

一方、都市住民を中心として、森林を家族の絆を深める場、保健・休養の場、教育・学習の場等として活用したいとの要望が高まっているとともに、森林づくりへ直接参加する気運も高まっている。

このため、都市住民（家族等）が契約により山村に保有する森林を核として、森林づくりができる地域や条件を整備する事業を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業、平成8年度からの経営基盤強化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の

改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長等が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

1 経営基盤強化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

近年の林業経営を巡る厳しい環境の下、森林所有者の林業経営への意欲は低下しており、また、国産材の供給は少量・分散的かつ間断的であることから外材に対し競争力が十分でなく、木材産業の分野でも国際的競争力の強化が求められている。さらに、山村地域では林業従事者の減少・高齢化等が進行し、林業生産活動ばかりでなく地域社会全体の活力が低下している。

一方、我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に成熟の過程にあり、国産材時代に向けて資源的条件は整備されつつある。また、国民の価値観の変化の中で、森林は健康・休養の場、レクリエーション活動の場及び教育・文化活動の場としての役割が高まっているとともに、木材に対する消費者ニーズは多様化・高度化してきている。

このような情勢の変化に対処し、森林の流域管理システムのもと、林業を山村地域を支える産業として持続的に発展させるため、林業経営の安定化に資する担い手の育成、流域内での安定した木材供給体制の形成及び森林の多様な資源を活用した地域づくりを図ることを基本方向として林業構造の改善を推進することとして、「経営基盤強化林業構造改善事業」（強化林構）を平成8年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の経緯を踏まえ、地域の林業者等が自主的に樹立した計画に基づき、林業経営の安定化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施するものである。また、補助事業とともに農林水産漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施している。

(2) 事業の仕組み

強化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、担い手育成型林業構造改善事業、木材供給圏

確立型林業構造改善事業、森林活用型林業構造改善事業の3事業区分に分け、平成8年度以降おおむね6年間に逐次林業構造改善事業計画を樹立し事業を実施する。

ア 担い手育成型林業構造改善事業

(ア) 経営体育成型

経営体育成型は、安定的かつ継続的な経営を行い得る林業経営体を育成するための活動を推進するとともに、林業経営体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 事業体育成型

事業体育成型は、効率的な作業を行い得る林業事業体及び高度な技能を有する林業労働者を育成するための活動を推進するとともに、林業事業体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、高度技能労働者を育成するための技術訓練施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業3億円で実施する。

イ 木材供給圏確立型林業構造改善事業

木材供給圏確立型林業構造改善事業は、生産から加工・流通に至る事業体（森林組合、素材生産業者、林産業者、流通業者等をいう。）が連携して、流域内で生産される木材を安定的かつ継続的に供給・利用するための活動を推進するとともに、木材を安定的に供給するための路網及び林業生産施設の整備、木材を効率的に利用するための加工・流通の拠点施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業10億円で実施する。

ウ 森林活用型林業構造改善事業

森林活用型は、地域の森林資源を総合的に活用するための活動を推進するとともに、森林に賦存する多様な地域産物の生産及び利用を促進するための路網並びに地域産物活用施設の整備、森林空間の活用による都市住民との交流促進施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施する。

(3) 平成8年度の事業実施状況

平成8年度においては、36地域（担い手育成型24地域、木材供給圏確立型5地域、森林活用型7地域）で

計画樹立するとともに事業実施した。

2 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」（活性化林構）を平成2年度より実施している。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業（平成2～3年度で終了）の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業（平成6～8年度実施）、中山間林業活性化モデル事業（平成7～8年度実施）、流域林業推進モデル事業（平成7～11年度実施）の事業を実施している。

なお、新たな地域指定は平成7年度をもって終了しており、平成8年度以降は継続地域のみとなっている。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業（総合型）は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取組みを推進するとともに、林業生産基盤及び林業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国438地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施している。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業（産地形成型）は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国64地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円で実施している。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業（資源活用型）は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国120地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施している。

エ 新・美しい森林むらづくりモデル事業

緑、水、伝統文化等優れた環境・景観に富んだ林業山村は、心の豊かさを実感できる貴重な地域であるが、一方、林業生産活動の停滞、生産基盤の整備の遅れから地域活力が減退している。このため、国民共通の財産として山村の文化・景観を積極的に保全し、都市住民に対しては第二のふるさととなるとともに、山村の住民が活力と誇りを持った生活をおくれるゆとりある生活・余暇空間である「美しい森のふるさと」を整備するための事業を実施するものである。

事業は、全国で10地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業2億円で実施している。

オ 中山間林業活性化モデル事業

中山間林業活性化モデル事業は、中山間地域を対象として、森林・林業経営を積極的に展開するための担い手の育成、農林地の適正な管理を促進するための活動等を推進するとともに、地域資源を活かした農林産物の生産・加工の推進、担い手の定住条件の整備等を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で40地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業1億円、単独融資事業1億円で実施している。

カ 流域林業推進モデル事業

流域林業推進モデル事業は、流域の特性に応じて選定されたモデル地区を対象として、流域を単位とした林業を推進するための組織的な取組みを推進するとともに、森林及び路網の整備と一体となって高性能林業機械の導入、大規模流通・加工施設の整備を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で5地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業6億円で実施している。

(3) 平成8年度の事業実施状況

平成8年度においては、102地域（総合型80、産地形

成型10、資源活用型12）が新たに着工し、継続地域と併せて442地域（総合型295、産地形成型40、資源活用型52、新・美しいむらづくり10、中山間40、流域林業5）で実施した。

3 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野（以下「入会林野等」という）である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権（以下「入会権」という）などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村民の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）（以下「入会林野等近代化法」という）が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置（権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化）、近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑、かつ、適正に推進するため、42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに、62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事実の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、

表19 8年度予算の概要

区 分	8年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源総合活用促進対策費補助金		
(1) 入会資源総合活用促進事業費	7,486	6,298
(2) 入会資源調査測量費	28,286	26,028
(3) 入会資源総合活用促進対策推進事業費	7,870	6,459

学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。

58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表19)

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万haと見込み、このおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度において残存する未整備入会林野等105haを整備するため、52年度から10年間にわたって入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、

1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間にわたって半数の40万haを整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

市町村長は、必要がある場合は、入会林野等の土地及び立木の多面的活用と農林業経営の活性化を図るための経費に充てるため、都市住民等からの資金の導入を促進することとし、これに資するための情報提供を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するために必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この30年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,333件、552,272haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、8年度においては41件、4,006haとなっている。その整備の内容

は表20、21のとおりである。

表20 入会林野等整備の実績（8年度末累計）

市町村数	件 数	面 積	1件当たり面積
4,124	6,333	552,272 (ha)	87 (ha)

表21 権利者の状況（8年度末累計）

入会権者 等総数	権利取得 者数	権利取得 者数	1件当たり 権利取得者数 (人)	1権利取得者当たり 面積 (ha)
(人) A	(人) B	(%) B/A		
411,313	403,512	98.1	63.7	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表22のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表22 整備前後の土地利用目的別面積の内訳

区 分	(8年度末累計)		
	林地 ha	農用地 ha	その他 ha
整備前A	531,875	18,197	2,200
整備後B	541,127	9,821	1,324
増△減B-A	9,252	△8,376	△876

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要が

あるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるものが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表23に示すとおり整備前に分割利用していたものは約30%であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表24のとおり許可済の面積が約55万2千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約33万9千haであって、1協業体当たり平均面積は約79haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約54%で、協業体の中の約89%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約22万haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

以上が入会林野等整備促進事業を実施してから30年間の実績であるが、いまだ78万haほどの入会林野等が整備に未着手のまま存在している。これら入会林野等について、今後とも積極的な整備促進と当該土地等を含む資源の総合的活用を促進することが必要である。

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

7年度末現在、全国連合会1、都道府県連合会47、森林組合1,455、生産森林組合3,474が設立されている。森林組合は合併の進展等により年々減少しているが、生産森林組合は入会林野等の整備に伴って増加してい

表23 整備前後の利用及び経営形態（8年度末累計と8年度分）

区 分	総 数	整備前の利用形態				整備後の経営形態	
		共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別
累 計 面積(ha)	552,272	162,027	203,955	164,345	21,945	330,951	221,321
比率(%)	100.0	29.3	36.9	29.8	4.0	59.9	40.1
8年度 面積(ha)	4,006	1,285	1,425	990	306	2,889	1,117
比率(%)	100.0	32.1	35.6	24.7	7.6	72.1	27.9

表24 整備後の経営形態等（8年度末累計）

区 分	実 数				構 成 比	
	経営体数	構成員	面 積	1経営体当たり 面 積	構成員	面 積
		人	ha	ha	%	%
総 数	148,169	450,335	552,272	3.7	100.0	100.0
営 法 人 形 態 による協業経営に	計	263,135	301,654	98.7	58.4	54.6
	生産森林組合	257,452	295,969	99.9	57.2	53.6
	農事組合法人	5,517	5,343	59.4	1.2	0.9
	その他法人	166	342	85.5	0.0	0.1
共有による経営	1,150	43,237	29,275	25.5	9.6	5.3
個別経営	143,963	143,963	221,343	1.5	32.0	40.1

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。
2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

る。
森林組合は地区内森林所有者の49%に当たる172万人（1組合当たり1,201人）の組合員で組織され、その組合員の所有森林面積は地区内民有林面積（都道府県有林を除く。）の73%を占める1,141万ha（1組合当たり7,978ha）に達する。造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は、1,148組合（結成組合率79%）、総人員35,351人である。

財務状況についてみると、1組合平均の払込済出資金は2,976万円であり、組織、経営、財務基盤ともに年々強化されてきている。

7年度における経済事業取扱量については新植面積3万5千ha（前年度比97%）、素材生産量309万m³（同93%）、木材販売量（素材生産販売量を除く）180万m³（同96%）となっている。森林組合の民有林における事業実績は新植面積の76%、素材生産量の15%となっている。

生産森林組合は7年度末現在で29万人の組合員によって37万haの森林を経営している。

都道府県森林組合連合会では森林経営の指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械、山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか、経理を区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合合併促進等特別対策事業

森林の流域管理システムにおける中核的担い手として組織・経営基盤の充実した広域森林組合へ体質強化

を図るため、合併推進協議会の開催等による関係者の合併に向けての合意形成を支援するとともに、森林組合活動のキーポイントとなっている作業班の育成強化に必要な機械・施設の整備等を行う事業について助成した。

予算額 4,352万0千円

（前年度1億6,755万7千円）

(2) ふるさと森林整備促進事業

森林組合等による森林の長期施業受託方式の定着、不在村森林所有者等に対する森林施業の普及啓発、森林災害の未然防止に関する普及啓発、地域資源の保全・地域特産物の開発を通じた地域活性化活動及び生産森林組合への普及啓発活動を推進する事業について助成した。

予算額1億8,318万6千円

（前年度1億3,734万0千円）

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合連合会に監査士を置き、森林組合の経営管理等について適切な指導等を行うことについて助成した。

予算額595万9千円

（前年度662万1千円）

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成7年における林業就業者数は8万6千人で、ここ10年間で5万人減少した。また、年齢構成は、50歳以上が69%、60歳以上では36%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると、50

歳以上の比率で約2倍、60歳以上の比率では約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むとすると、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表25 林業就業者の推移

	林業就業者数 (百人)	50歳以上の 割合(%)	60歳以上の 割合(%)
昭和50年	1,790	36.3	13.1
55年	1,655	47.0	13.7
60年	1,399	59.5	17.6
平成2年	1,075	67.9	24.4
7年	858	69.0	36.0

資料：総務庁「国勢調査」

(注) 国勢調査における林業就業者とは、9月末1週間を主として林業に従事した者である。

(1) 林業労働力対策

ア 森林整備担い手育成確保総合対策事業

新規参入の促進及び基幹的な林業労働者の養成と林業労働環境の改善を林業労働者を雇用する林業事業体の経営基盤の強化と一体となって進めていくため、林業労働力確保支援センターを中核とした林業事業体の指導、優良事業体事例の普及、新規参入促進のための広報、新規参入者の定着促進、基幹的林業労働者の養成、機械の貸付体制の整備、林業労働力・事業等に関する情報の収集・提供、経営診断等及び林業労働力確保支援センターが行う林業就業促進資金の貸付に必要とする資金造成、作業環境の改善、雇用の長期化・安定化等就労条件の改善を図るために必要な機械・施設の整備等を実施した。

予算額 9億8,766万4千円

(前年度：0円)

イ 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業労働力確保支援センターが、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を貸し付ける林業就業促進資金を創設した。

(ア) 貸付条件

a 利 率：無利子

b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。

c 貸付限度額：1人につき

就業準備資金 150万円

就業研修資金 月額5～15万円

ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

(2) 林業労働安全衛生対策

ア 林業労働災害防止緊急対策事業

林業における労働災害は、近年、着実に減少しているが、発生頻度は、他産業に比べると依然として高水準にあり、死亡災害の発生も多いなど憂慮すべき状況にある。それらの災害は伐木造材作業、集材作業等の先山作業現場において多く発生している。

このような状況に対処し、林業労働安全衛生の確保対策を強化するため、地域における総合的な安全衛生推進体制の整備、先山作業現場へのゼロ災推進巡回指導の実施、高性能林業機械作業の安全管理、農家林家等の担い手の安全作業の確保、事業主等に対する安全管理手法等の徹底に必要な経費について助成した。

予算額 7,320万7千円

(前年度：林業労働災害防止対策事業5,303万9千円)

イ 林業振動障害等総合対策事業

林業の振動障害等の未然防止及び振動障害軽快者等の就業促進を図るため、都道府県による指導者講座等の開催、一人親方等の特殊健診による予防対策の推進、振動障害軽快者等の就業促進対策、蜂等被害の予防対策の普及指導等に必要な経費について助成した。

予算額 3,838万2千円

(前年度：林業振動障害総合対策事業2,163万7千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、近年、1億1千³m³前後で推移しており、用途別にみると、総需要量のうち、製材用が約5割、パルプ・チップ用が約4割、合板用が約1割で、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成8年の木材(用材)需要量は、製材用は、前年より1%減となったが、合板用が、前年より10%増加したことから、前年に比べ0.4%増加し、1億1,233万³m³となった。

平成8年の国産材の用材供給量は、前年比2%減少

し2,248万m³となった。また、輸入材の用材供給量は、製材品、合単板等の輸入量が増加し、前年比0.9%増の8,984万m³となった。(表26)

表26 木材(用材)需給の現状

区 分		(単位：千m ³ () 内は前年比%)	
		7 年	8 年
需 要	総 数	111,930(102.2)	111,325(100.4)
	製 材 用	50,384(98.8)	49,758(98.8)
	合 板 用	14,314(101.5)	15,726(109.9)
	パルプ・チップ用	44,931(106.0)	43,822(97.5)
	そ の 他 用	2,301(113.6)	3,018(131.2)
供 給	総 数	111,930(102.2)	112,325(100.4)
	国 内 生 産	22,915(93.6)	22,483(98.1)
	外 材 輸 入	89,015(104.7)	89,842(100.9)

木材輸入は、産地国の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太の輸入が減少し、製材品、合板等の製品輸入が増加する傾向にある。近年、施工が容易で、品質が安定している集成材やパーティクルボード等の木質工業製品の輸入が増加する傾向にある。

イ 住宅建設の動向

(ア) 住宅建設の動向等

木材需要の大宗を占める住宅の建設動向をみると、バブルの崩壊により平成3年に137万戸まで減少した新設住宅着工戸数は、その後堅調に推移し、平成6年には157万戸となったが、平成7年、147万戸まで減少した。平成8年には、消費税率改訂前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となった。

このうち木造住宅は、平成8年に75万戸が新設され、木造率は4年ぶりに前年を上回る45.9%となった。これを床面積でみると8,753万haで、木造率は55.4%となった。一戸建て住宅に占める木造住宅は8割を占め、

木造住宅に対する根強い需要がうかがえる。(表27)

木造軸組工法住宅は、平成7年1月の阪神・淡路大震災の影響から、平成7年是对前年比10%の減少となったが、平成8年には大震災前の水準に戻った。これに対しツーバイフォー工法住宅は、近年、急増しており、平成8年には9万戸を突破し、木造住宅に占めるシェアも12.4%となった。

(イ) 木造住宅供給等

国民が良質で安価な木造住宅を入手し得るようにするためには、木造住宅に対する需要者のニーズを把握し、需要動向を踏まえた優良な木造住宅、木質材料を安定的に供給する体制の整備が必要である。このため、林産物生産流通改善対策の一環として、低コスト住宅資材供給体制整備事業、木質資源利用分野開発促進対策事業、国産材乾燥合理化モデル事業、エンジニアリングウッド性能評価事業、日本住宅・木材技術センター事業を実施した。

a 低コスト住宅資材供給体制整備事業

豊かな住生活の実現、住宅建設コストの低減等重要課題に対処するとともに充実しつつある我が国の森林資源の有効活用と国産材の安定供給体制の整備促進を図るため、木造住宅に使用する資材の標準化についての基準の作成、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの協定による連絡の促進、新たな木質建材の実用化、接合金物の実用化及び低コスト住宅資材の普及啓発等を実施した。

b 木質資源利用分野開発促進対策事業

木質廃棄物の再資源利用促進に必要な関連技術の開発等を行うとともに、新たに木質部材等に関する規格の性能規定化に対応するため、エンジニアリングウッドの生産合理化に資するマニュアルの作成及び人材の養成を実施した。

表27 構造別新設住宅着工戸数・床面積の推移

(単位 戸数：戸、床面積：千m²、総数比：%)

年次	総数		木造				鉄骨鉄筋 コンクリート造		鉄筋 コンクリート造		鉄骨造		コンクリート ブロック造		その他	
	戸数	床面積	戸数	総数比	床面積	総数比	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積
昭和62年	1,674,300	132,526	741,552	44.3	72,372	54.6	105,179	7,325	445,341	26,931	378,442	25,628	2,852	202	934	69
63	1,684,644	134,531	697,267	41.4	69,843	51.9	139,997	9,901	455,463	28,673	388,530	25,865	2,534	181	853	68
平成元年	1,662,612	135,029	719,870	43.3	71,977	53.3	140,795	10,084	404,006	25,825	394,625	26,896	2,396	167	920	81
2	1,707,109	137,490	727,765	42.6	72,440	52.7	164,416	11,492	434,151	26,956	377,603	26,369	2,207	162	967	71
3	1,370,126	117,219	624,003	45.5	64,547	55.1	115,122	8,666	303,253	20,376	325,219	23,444	1,675	119	854	66
4	1,402,590	120,318	671,130	47.8	68,884	57.3	77,657	6,006	279,736	19,195	371,752	26,051	1,430	106	885	76
5	1,485,684	131,683	697,496	46.9	75,116	57.0	71,508	5,344	345,108	23,707	368,999	27,313	1,433	108	1,140	95
6	1,570,252	145,581	721,431	45.9	80,733	55.5	105,978	8,372	400,610	28,792	339,923	27,485	1,167	97	1,143	102
7	1,470,330	136,524	666,124	45.3	73,803	54.1	112,296	9,042	355,847	25,762	333,679	27,715	1,245	101	1,139	101
8	1,643,266	157,899	754,296	45.9	87,535	55.4	122,914	9,776	384,050	27,909	379,367	32,428	1,449	129	1,190	122

資料：建設省「住宅着工統計」

c 国産材乾燥合理化モデル事業

国産材の乾燥の合理化を図るとともに乾燥材に対する理解を深めるため、荒挽き材の大型乾燥施設のモデル的な整備を行うとともに、大工・工務店等木造建築の担い手を対象とする乾燥材の研修等を実施した。

d エンジニアリングウッド性能評価事業

建築物の構造解析は、世界的に限界状態設計法が主流となりつつあり、これに適切に対応するため、エンジニアリングウッド（性能でグレーティングされた製材、集成材等）の実大強度試験（曲げ、引張り、圧縮強さ）を実施した。

e 日本住宅・木材技術センター事業

木材需要の維持拡大には、住宅等の需要分野における諸情勢の変化に対応した新製品の開発、新利用技術の開発、普及等を推進する必要があるため、8年度においても、引き続き財団法人日本住宅・木材技術センターでは、間伐材の需要開発、住宅部材の安全性向上等を内容とする木材利用技術開発・普及推進活動を実施した。

f J A S（日本農林規格）等の普及

製材、合板、集成材、床板等の木質材料の利用推進を図る上で、J A S等の普及促進は重要であり、需要関係者及び加工業者への普及指導に努めた。

g 間伐材等小径木の利用促進

間伐材等小径木の利用開発、利用推進は、間伐の計画的な推進を図り、健全な森林を育成する上で重要な課題となっている。これに関する対策として、8年度については、間伐材利用モデル施設整備事業、間伐材等新用途開発促進事業、間伐材等炭化促進モデル事業等多面的な施策を講じた。

ウ 価格の動向

8年の木材価格は、春頃までは弱含んで推移したものの、住宅着工が堅調に推移したこと等を受けて、夏頃から年末にかけて全面高の展開となった。

主要品目別にみると、国産材は、堅調な需要を背景に夏頃から上昇したが、年末には、丸太が出材量の増加等によりやや反落した。米材は、米マツ丸太及び米材製材品は、堅調な需要を反映し夏頃から上昇して推移した。合板は、新設住宅着工戸数の増加、住宅建築工法の変化等による堅調な需要を反映して強含みで推移した。

年平均価格をみると、丸太については、スギが3%、ヒノキが1%、米ツガが3%、米マツが9%、合板用ラワンが3%、7年の価格を上回り、北洋材エゾマツが2%、下がった。一方、製材品については、スギ柱角が1%、ヒノキ柱角が2%、米マツ平角が4%前年

より上回ったのに対して、米ツガ柱角は2%、北洋エゾマツ平割は2%下回った。合板は、7%前年を上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

8年の木材（丸太（HS4403）及び製材（HS4407））輸入量は3,286万m³で前年に比べ1%減少した。

これを材種別にみると、前年に比べニュージーランド材は12%、欧州材は3%、アフリカ材は26%、中国材は6%増加したものの米材、北洋材は横ばい、南洋材は8%、チリ材は17%減少した。

8年の材種別割合は米材45%、南洋材20%、北洋材18%、ニュージーランド材7%、欧州材4%、アフリカ材2%、チリ材2%、中国材1%、その他1%となっている。

米材、南洋材地域においては、資源的制約、環境問題等により、伐採量は減少する傾向にある一方、欧州、アフリカから輸入が増えるなど輸入先の多角化が進んでいる。（表28）

表28 木材の輸入量

		7 年			8 年		
		丸太	製材	計	丸太	製材	計
米	材	7,268	7,772	15,040	7,036	7,844	14,880
南	洋	6,001	1,041	7,042	5,588	885	6,473
北	洋	5,413	425	5,838	5,422	407	5,829
ニュージーランド	材	1,866	289	2,155	2,135	282	2,417
欧	州	516	846	1,363	203	1,203	1,406
ア	フリ	525	5	530	664	5	669
チ	リ	123	544	667	146	410	556
中	国	84	167	251	69	198	267
そ	の	147	268	415	74	295	369
合	計	21,944	11,356	33,300	21,336	11,528	32,864

(単位：千m³)

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆7,359億円（前年比117%）で我が国の総輸入額37兆9,934億円（同120%）の5%を占めている。

(ア) 米材

8年の米材輸入量は丸太704万m³（前年比97%）、製材784万m³（同101%）、計1,488万m³（同99%）となった。国別では、米国が丸太692万m³（同98%）、製材194万m³（同98%）、カナダが丸太12万m³（同66%）、製材591万m³（同102%）となっている。

(イ) 南洋材

8年度の南洋材輸入量は丸太559万m³（前年比93%）、製材89万m³（同85%）となっている。

丸太の輸入を供給国別にみると、マレーシアからの輸入が346万m³（同86%）となり、その南洋材輸入量に

占める割合は62% (6年, 7年ともに67%) と依然高水準を保っているものの, 近年減少傾向で推移している。

製材については, マレーシアが44万 m^3 (同75%), インドネシアが42万 m^3 (同101%) となり, この2か国で南洋材製材の98%を占めている。

合板の総輸入量は511万 m^3 (同120%) となっており, そのうちインドネシアからの輸入量が312万 m^3 (同107%) と最も多く合板総輸入量の61%を占めているが, 近年マレーシアからの輸入が148万 m^3 (同154%) と増え, 29%のシェアとなっている。

60年インドネシア, 61年フィリピン (造林木等を除く), 元年にパプアニューギニア (一部樹種), 4年にはベトナム, カンボジア, 5年には, マレーシア・サバ州がそれぞれ丸太輸出を禁止した。なお, インドネシアについては, 4年に丸太輸出禁止を解除したが, 代わりに多額の輸出税を導入しており, 実質的には輸出禁止となっている。また, サバ州は8年に, 年間200万 m^3 を上限とする丸太輸出規制に変更した。

(ウ) 北洋材

8年の北洋材の輸入量は, 丸太542万 m^3 (前年比100%), 製材41万 m^3 (同96%), 計583万 m^3 (同100%) とほぼ前年並となった。

ロシア国内の社会・経済の混乱により減少傾向で推移していたが, 5年以降, 合板用材等の代替品として注目されたことや, ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向にある。

イ 輸出

8年の木材製品の総輸出額は129億円と前年比129%となっている。

輸出内訳は, 金額ベースで, 製材・加工材23%, 薄板・合板用単板11%, ブロックボード8%, 合板6%, 繊維板4%, その他48%となっている。我が国の木材・木製品輸出額の国別内訳は, 27%が韓国で, 以下フィリピン13%, 台湾12%, インドネシア7%, 米国6%, 香港6%, ドイツ6%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

最近における木材工業の業況についてみると, 60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向, 62年の内需拡大を契機とした新設住宅着工戸数は回復を示し62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが, 3年, 4年には景気の停滞によりそれぞれ, 137万戸, 140万戸と低迷した。

8年の新設住宅着工戸数及び木造率は, それぞれ164万戸, 46%であるが, 業況は依然として厳しい環境にある。

また, 需要者ニーズが多様化・高度化する中で, 製材・合板を中心とする製品輸入が増大し, 原木輸出規制の動きが強化されるとともにガット・ウルグアイラウンド合意による関税の引き下げが決定される一方で, 国産材の資源が充実しつつあるなどの木材需給構造の急激な変化及び深刻化する労働力不足等, 各種の構造的な問題が顕在化してきており, 業界においては, こうした変化にどのように対応していくかが今後の重要な課題となっている。

ア 製材業

8年末における製材工場数は14,028工場を数え, 前年に比べ537工場減少し, 依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は85.3kw (前年比102%) と引き続き増加しているが, 75kW未満の工場数が全体の70%を占めており, 依然として零細性を表している。

8年における製材用素材の総入荷量は3,555万 m^3 (前年比96.9%) となった。この中で国産材は前年に比べ0.6%減少し, 外材の入荷量は前年に比べ5%減少したものの, 製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く, 54.6%となっている。

また, 製材品出荷量は2,421万 m^3 (前年比97.7%) となり, これを用途別にみると, 建築用材81%, 土木建設用材4%, 木箱仕組板・こん包用材9%, 家具・建具用材3%, その他用材3%となっている。

イ 合板工業

8年末の合単板製造工場数は, 前年に比べ16工場減少し439工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は, 1工場増加して101工場に, 特殊合板のみを生産する製造工場は, 16工場減少して296工場となった。また, 単板のみを生産する工場は1工場減少し42工場である。

8年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ1万 m^3 減少し, 731万 m^3 となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ1万 m^3 減の708万 m^3 国産材については前年と同様の23万 m^3 となった。

8年の普通合板の生産量は6億4,349万 m^3 (前年比98.1%), 特殊合板の生産量は3億4,327万 m^3 (前年比100.8%) となった。

2 林産物の供給体制の整備, 木材利用の推進及び林産物需給の安定

(1) 木材供給の低コスト化

豊かで質の高い国民生活の実現に資するため, 良質な住宅の供給コストの削減, とりわけ, 木造軸組工法住宅の供給コストの低減を図る総合対策として, 住宅

資材の標準化を推進する事業、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの連結を促進する事業、マスタープランの作成を行う事業を実施するとともに、素材の効率的な供給のための高密路網の整備、高性能林業機械の導入、標準化住宅資材供給のための加工施設の整備、新たな木質建材や接合金物の実用化、標準化住宅資材の普及啓発及び木材産業の再編整備に必要な資金への利子助成等の事業を一体的に実施した。

(2) 木材の生産・流通体制の整備

我が国の木材産業をめぐる情勢が一段と厳しいものになっていることに対応し、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、都道府県知事が森林資源の状況から見て林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること等の要件に該当する地域を指定し、当該地域において木材製造業者等と森林所有者等が共同して行う木材の安定的取引関係の確立や生産及び流通の改善を図るための施設の整備等についての計画の認定制度を創設するなど木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための措置を講じた。

また、ロットのまとまりのある効率的な供給体制を整備するため、近代的工場等への素材の安定供給を確保するための条件整備を行う事業、関係者の合意形成、連携強化等により、カタログ等による木材直送等流通の合理化を図るための普及啓発等を行う事業を実施するとともに、品質の安定した木材製品を安定的に供給するための原木流通拠点施設、製品の加工・流通拠点施設等の整備、製材工場等の再編と設備の近代化に対する利子助成、流通合理化等を図るための機械設備のリース料の一部を助成する事業等を総合的に実施した。

さらに、品質の優れた地域材製品を安定的に供給するため、製品の差別化、品質管理体制の整備等により、地域材のブランド化を推進するとともに、建築士、工務店等への説明会の開催、ブランド材のフェアの開催等により、ブランド材の利用を促進する事業を実施した。

このほか、木材流通の改善及び木材産業の経営の近代化等の推進に必要な情報の収集、分析及び提供等を行う事業を実施した。

(3) 木材利用の推進

木材利用を推進するため、木材利用推進のための基本方針に基づき、消費者と連携して行う地域材利用推進活動の展開、新技術を用いて地域材を外構部材等として改良したものの利用実証等地域材の利用の推進を図る事業や都道府県を単位として木材の利用等に関する情報の収集分析及びネットワークの整備による情報

提供を行う事業等を実施したほか、新たに、木造施設の耐久性維持・向上手法を普及定着させる事業を実施した。

さらに、大規模で効率的な乾燥施設の整備、エンジニアリングウッドの性能評価、木質廃棄物の再資源化のための技術開発、間伐材等の新用途開発に必要な施設の整備、エンジニアリングウッドの生産合理化に資する製造者の養成等を推進したほか、新たに、木造建築物の耐震性の向上を図る木材の利用技術の開発、施工性の優れた木質内装部材の開発等の事業を実施した。

このほか、木材の新たな用途を創出するため、木材と金属、セラミックス等を複合化する技術開発、樹木に含まれる制ガン物質等の生理機能物質の効率的な抽出・利用技術の開発を行った。

また、地域の木質資源を高度に利用するための調査及び先端利用技術の普及啓発を行うとともに、木材を原料とする軽量・高強度ウッドセラミックス、木質系分解性フィルム等の機能性新素材の開発を行った。

3 木材産業の体質強化

熱帯木材資源の減少と原木の輸出規制、製品輸入の急増及び需要者ニーズの変化、代替材の進出など需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト化、原料転換等を図るため、高性能加工施設の導入と過剰な生産設備の廃棄の促進、付加価値の高い新製品開発のための新技術・機械装置の開発・普及及び木質パネル類等先進木質建築資材の調査とその試作・試験を実施するほか、製材工場等の労働環境改善を図るための防塵・防音効果の高い機械装置の開発、非構造用部材の機械プレカットシステムの開発及び生産能力の適正化を図る木材産業再編整備の事業を実施するなど、木材産業の高度化を総合的に促進する事業を実施した。

また、流域を単位として、素材生産を行う林業事業体の再編整備を行い、若者も参入し得る魅力ある就労条件を提供できる優良で強い体質の林業事業体を育成していくため、林業事業体の組織化、経営の高度化、規模の拡大等を促進するとともに、流域内の作業路網、素材生産施設等を一体的に整備する事業を実施した。

さらに、「中小企業近代化促進法」に基づき、一般製材業、合板製造業等の構造改善事業が円滑に推進されるよう指導した。

4 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、

ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、所要の対策を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策の取り組みとして、昭和49年から実施してきた、木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了し、その後は、A木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C木材流通の改善合理化に関する情報提供、D国産材供給設備の導入に対するリース料の一部助成等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

5 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、その生産額が林業粗生産額のかなりの部分を占め、農山村地域における重

要な産業の一つとして、地域経済の安定と山村住民の定住化に大きな役割を果たすとともに、近年の自然・健康・本物を志向する国民の生活・文化の向上に貢献している。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の約7割を占めるきのこ類については、「乾しいたけ」「ひらたけ」の生産量が減少傾向にあるのに対し、「まいたけ」「ぶなしめじ」等が順調に伸びている。

また、非食用のものについては、代替品の進出等により生産量は減少傾向にある。木炭（粉炭を含む）については、土壌改良等の燃料以外の用途を中心に需要が伸びてきたものの、ここ数年は頭打ち傾向にある。

平成8年の特徴としては、

①ここ2年、減少傾向にあった生産額が3,737億円と前年を326億円上回ったこと。

②前年に比べ生産額が増加した品目は、「生しいたけ」「まつたけ」「まいたけ」及び「ぶなしめじ」、他方、生産額が減少したのは「乾しいたけ」「えのきたけ」及び「くり」であること。

③これまで増加傾向にあった「生しいたけ」の輸入量が、平成8年には減少に転じたこと。「乾しいたけ」の輸入量が、前年に引き続き減少したこと。

などが挙げられる。

(2) 特用林産物振興対策

特用林産物をめぐる国内外の情勢の変化や産地の現

表29 特用林産物の需給動向（平成8年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	6,886	7,206	519	13,573
生しいたけ	"	75,157	24,394	-	99,551
な め こ	"	22823	-	-	22,823
えのきたけ	"	108,118	-	-	108,118
ひらたけ	"	14,369	-	-	14,369
ぶなしめじ	"	66,657	-	-	66,657
まつたけ	"	359	2,703	-	3,062
く り	"	20,360	56,888	-	77,248
く る み	"	327	27,671	-	27,998
わ さ び	"	3,662	-	-	3,662
たけのこ	"	53,083	298,094	-	351,177
生うるし	kg	3,190	206,715	-	209,905
竹 材	千束	3,424	812	3	4,233
桐 材	m ³	5,118	178,267	-	183,385
木 炭	t	66,611	98,998	131	165,478
薪	千層積	141	-	-	141
	m ³				

(注) 1 林野庁林産課調べ。

2 不明なもの及びないものについては一印とした。

3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算によった。

4 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。